

平成 31 年 3 月 18 日

山陽小野田市 教育委員会 学校給食センター  
所 長 井上 岳宏 様



商 組  
代表 柳井 美夏

### 公開質問状

冠省 貴センターにおかれましては日々ご活躍のことと拝察いたします。

さて、先日来物議をかもしております「じゃがいも」についての一連の出来事につきましては承服できかねる事項がございます。よってここに公開質問状を提出させていただきますので、次回聞き取りの会議開催までに明確なご回答をお願い申し上げます。

草々

### 記

- 2019年3月5日付け学校給食センターから商組柳井に宛てられた確認事項の書面について
  - ①発信者は学校給食センターとなっておりますが発信者名がありません。これは正式な文書でしょうか。
  - ②この文書は誰の責任の下で出されたのでしょうか。
  - ③上記2点のような文書の出し方について適切と思われますか。またこの文書に関して責任の所在は明確になるのでしょうか。
  - ④「噂について」の確認と記載されていますが、学校給食センターは噂によって今後もこのような確認書を発行されるのでしょうか。
  - ⑤回答を翌日に求められ対応はしましたが、緊急のことであれば電話や面談にて確認することも可能であったはずですが、文書にした意味は何でしょうか。
  - ⑥確認事項の4点を拝読したときに、噂の確認との記載はあるものの、私共商組があたかも取り調べを受けているような表現で、大変不快感を覚えました。どのようなお考えで作成されたのでしょうか。
  - ⑦この確認書は商組だけに出されたのでしょうか。
  - ⑧上記④⑤⑥の責任問題はあるとお考えでしょうか。あるとしたらどのような決着をお考えでしょうか。また文書発行について今後のお考えを教えてください。
- 平成 31 年 3 月 14 日の聞き取り会議について
  - ①学校給食センター主催での「じゃがいも」についての「聞き取り」とのご案内をいただきましたが、聞き取りを行わず散会した理由を教えてください。参加者から「話せない」、「日を改めてほしい」との声があったことは承知していますが、私共商組は「聞き取り」の継続を求めました。しかし商組への聞き取りは行われず無視され散会となりました。学校給食センターが招集権者で「確認」が目的であるのに散会では、目的そのものに大きな疑問を持たざるを得ません。
  - ②学校給食センターが開催される会議において委任状による代理出席について、法解釈を含めどのようなスタンスでおられるか教えてください。

以上

山 教 学 セ 第 1 1 2 5 号  
平成 3 1 年 (2019 年) 3 月 2 9 日

商 組  
代表 柳井 美夏 様

学 校 給 食 セ ン タ ー  
所 長 井 上 岳 宏

公開質問状について (回答)

このことについて、下記のとおり回答します。

記

- 1 2019年3月5日付け学校給食センターから商組柳井に充てられた確認事項の書面について

【御質問】

- ① 発信者は学校給食センターとなっておりますが、発信者名がありません。これは正式な文章でしょうか。

【回答】

文書の形式は完全ではありませんが、学校給食センターで作成した公文書です。

【御質問】

- ② この文書は誰の責任下で出されたのでしょうか。

【回答】

学校給食センター所長の責任において、お出ししました。

【御質問】

- ③ 上記2点のような文章の出し方について適切と思われませんか。またこの文章に関して責任の所在は明確になるのでしょうか。

【回答】

書面で質疑を行う照会文書に発信者名や文書記号、文書番号、公印

を省略したことは不適當であり、今後、このようなことがないよう気を付けてまいります。

**【御質問】**

④「噂について」の確認と記載されていますが、学校給食センターは噂によって今後もこのような確認書を発行されるのでしょうか。

**【回答】**

「噂」との文言は不適當であり、反省しています。疑義がある場合等、文書で照会させていただくことがありますが、文言の使い方には十分に気を付けてまいります。

**【御質問】**

⑤回答を翌日に求められ対応はしましたが、緊急なことであれば電話や面接にて確認することも可能であったはずですが、文書にした意味は何でしょうか。

**【回答】**

文書で質問した理由は、質問事項を正確にお伝えしたかったためですが、ご指摘のとおり、面談して行うこともできました。文書による回答を翌日までとしたのは配慮が足りませんでした。一方、その期限を守って早急に御対応いただいた商組様に感謝申し上げます。

**【御質問】**

⑥確認事項の4点を拝読したときに、噂の確認との記載はあるものの、私共商組があたかも取り調べを受けているような表現で、大変不快感を覚えました。どのようなお考えで作成されたのでしょうか。

**【回答】**

不快な思いをさせてしまったこととお詫びいたします。文言の使い方には十分に気を付けてまいります。

**【御質問】**

⑦この確認書は商組だけに出されたものでしょうか。

**【回答】**

商組様のみです。

【御質問】

⑧上記④⑤⑥の責任問題はあるとお考えでしょうか。あるとしたらどのような決着をお考えでしょうか。また文書発行について今後のお考えを教えてください。

【回答】

学校給食センター所長の責任においてお出しした文書です。文言が不適當であったことや対応を急がせたこと、不快な思いをさせてしまったことの原因を感じており、お詫び申し上げます。また、この文書を直接お渡しさせていただく際に、重ねてお詫び申し上げます。

文書の発出は、文書主義の観点から行ってまいりますが、受け取られる方に配慮した作成を十分心掛けてまいります。

2 平成31年3月14日の聞き取り会議について

【御質問】

①学校給食センター主催での「じゃがいも」についての「聞き取り」とのご案内をいただきましたが、聞き取りを行わず散会した理由を教えてください。参加者から「話せない」、「日を改めてほしい」との声があったことは承知していますが、私共商組は「聞き取り」の継続を求めました。しかし商組への聞き取りは行われず無視され散会となりました。学校給食センターが招集権者で「確認」が目的であるのに散会では、目的そのものに大きな疑問を持たざるを得ません。

【回答】

散会としたのは、参加したオブザーバーと代理人の扱いについて議論となり、招集目的の確認作業を落ち着いた環境の中で行える状況にないと判断したためです。決して商組様の意向を無視して散会したのではございません。学校給食センターといたしましては、参加をお願いした方々の御理解の下、会議等を進行できるよう努めてまいりますので、御協力をいただきますようお願いいたします。

【御質問】

②学校給食センターが開催される会議において委任状による代理出席について、法解釈を含めどのようなスタンスでおられるか教えてください。

**【回答】**

会議の場では学校給食センターに関わる方のお考えをお聞きしたり、意思を確認したり、今後についての打ち合わせ等を行ったりいたします。したがって、代理出席につきましては、会社等その組織の構成員で、会社等内部の実情を十分ご存知の方に御出席いただきたいと考えています。

平成31年4月9日

山陽小野田市学校給食センター  
所長 山本 修一 様

商 組

代 表 柳 井 美 慶

公開質問状【2】

3月29日付け回答書を4月2日に年度が替わって受け取りましたが納得できない点がござい  
ますので再質問をさせていただきます。明確かつ速やかなご回答を期待いたします。

1、確認事項に関する回答について

- ①文書が「不適當」「反省しています」「配慮が足りませんでした」「不快な思いをさせてしま  
ったことにお詫びいたします」等々、様々な問題点を認めているにも関わらず、回答書内  
での謝罪、併せて回答書提出時のついで謝罪が給食センターの姿勢でしょうか。
- ②ついでではなく、正式に文書で謝罪すべき事案と考えるのがいかがでしょうか。
- ③回答書で認められた反省点等については、井上前所長個人のお考えか、それとも現所長も  
そのお考えを踏襲しているのでしょうか。
- ④公開質問状1の⑥の回答にお詫びと今後のこと姿勢が書かれていますが質問に答えられて  
いません。ご回答をお願いします。

2、聞き取り会議についての回答について

- ①散会理由が「確認作業を落ち着いた環境の中で行える状況にないと判断」とありますが、  
その原因は为什么呢。
- ②「会議等を進行できるよう努めてまいりますので、御協力いただきますようお願いいたし  
ます」とは、散会の理由が商組にあるかのような発言ではないでしょうか、また協力して  
いないという発言であるようにも受け取れます。その真意についてお答えください。
- ③確認書で確認をされたのに、その後何故聞き取りを行うことにしたのか。前所長によると、  
聞き取りとは話し合う会議のことではなく、あくまでも「聞き取り」と言われていました。  
他の方が騒いでいても商組への聞き取りのみであれば可能であったはずですが。
- ④委任状による代理出席というシステムについての法的解釈をお答えになっていないので  
ご回答をお願いします。それともお答えになっていない理由は、法的に認められている代  
理人については給食センターは認めない。「法律は関係なく、我々が正義である」という意  
味でしょうか。明確なお答えをお願いします。

以上



2019年3月18日

山陽小野田市学校給食センター  
所長 井上 岳宏 様

学校給食組合  
代表 土井 美月

## 要 望 書

先日、給食センター2階研修室で行われた「じゃがいもに関する聞き取り調査」について、商組の行為があまりにも社会性を欠いたものであり、給食センターへ納品する業者として問題があると思われまますので、商組に対して適切な対応をご検討いただきますようお願い申し上げます。

2019年3月14日に行われた「じゃがいもに関する聞き取り調査」で、問題があると思われる商組の行為については、以下のとおり。

- ・商組 [REDACTED] (とみや代理) による市役所職員への暴言
- ・本来の目的である「じゃがいもに関する聞き取り」が同氏の妨害ともいえる行為 (出席者へのクレーム等) により全く進展しなかった事
- ・当事者でしか回答できないはずの聞き取り調査に委任とはいえ部外者を派遣する不誠実さ

上記3件の目に余る行為を目の当たりにし、商組は「子供たちへの安心安全で美味しい給食の提供」を旨とする、学校給食センターへ協力しようとする姿勢が全く無いと感じました。

適切な対応をお願い申し上げます。

以 上



山 教 学 七 第 号  
平成 3 1 年 (2019 年) 月 日

学校給食組合  
代表 土井 美月 様

学校給食センター  
所長 山 本 修 一

要望書について (回答)

このことについて、下記のとおり回答いたしますので、よろしく願いいたします。

記

学校給食組合の皆様には、「じゃがいもに関する聞き取り調査」のため、去る3月14日、大変お忙しい中を学校給食センターにお集まりいただき、ありがとうございました。しかし、御承知のとおり、オブザーバーとして参加した市農林水産課の職員と商組副代表 徳富淳様の代理人として参加された方の参加を認めるかどうかの議論となり、落ち着いた環境の中で聞き取りを行える状況とならなかったことを残念に思っております。

今後は、会議等の開催に当たり、より明確に参加者を案内文書に記載し、又は電話でお伝えし、必要に応じて、指名させていただきますので、御理解と御協力をお願いいたします。



平成31年3月29日

山陽小野田市長  
藤田 剛二 様

商組  
代表 柳井 美夏  
副代表 徳富 淳

### 給食用青果物調達方法についてのお願い

冠省ますますご清栄のことと拝察いたします。

早速ですが、昨年学校給食センターの運用開始にあたり、学校給食センター準備室からは、「『原則は山陽小野田市地方卸売市場から調達すること』とするが、山陽小野田市地方卸売市場で注文した食材が揃わなかったり、良質な食材が調達できない場合は、他市場から調達してもよい」とのことでした。

しかしながら現実には、「必ず山陽小野田市地方卸売市場から調達すること」となっております。現場では、返品や交換が行われるであろうことが分かりながらも、小野田の市場から仕入れて納品業務を行っていますが度々問題が起きています。

このことによって、子供達の「安心・安全・おいしい」食材を提供するという商組の理念が蔑ろになっていきますし、何よりも子供たちの「安全」に責任が持てない事態となりかねない状況となっております。

運営会社であります、小野田中央青果(株)の社長が交代となり、正常化に向けて前進しているとは思いますが今後益々混乱の懸念がある状況下で、業者として、また子を持つ親として兎にも角にもまずは子供たちの安全を担保したいと考えております。

つきましては、下記事項につきまして監督されます行政としてお力添えを賜ります様、お願いいたします。

草々

### 記

1. 給食センターに納品する青果物についての責任は、卸売市場ではなく私共仲買人であり、ます納入業者の責任であるという自覚の下で、仕入先については他市場からの仕入れを許可していただくこと。
1. 上記1の実施にあたり、地元の事業者として山陽小野田市地方卸売市場を守るため、共助の精神で他市場から仕入れた場合でも山陽小野田市地方卸売市場を経由して一定の手数料を小野田中央青果(株)に支払うこと。
1. 状況に応じて他市場からの仕入れについては一定の期間を区切っていただき、給食センターの皆様にご判断いただくこと。

以上

